

生活保護のしおり

御殿場市福祉事務所
(御殿場市役所 社会福祉課)



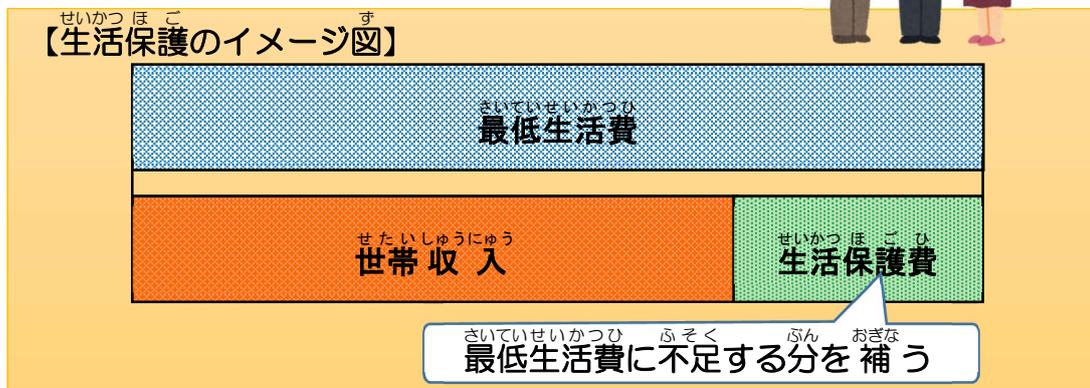
生活保護とは



生活保護とは、資産や稼働能力、様々な制度を活用しても生活の維持ができない（最低生活費を満たせない）方（世帯）に対して、日本国憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度で、その内容は生活保護法によって決められています。

生活保護の仕組み

生活保護は、保護を受けようとする方（世帯）の最低生活費とその世帯のすべての収入を比べて、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する部分を補うかたちで行われます。最低生活費とは「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要な生活費のことで、国によって基準が決められています。



生活保護を受けるには

生活保護を受けようとする方（世帯）の手続きの流れは次のとおりです。

1. 相談
2. 申請
3. 調査
4. 保護の開始

詳しい内容は次のページに続きます。

1. 相談

今の生活に困っている方は、**福祉事務所**にご相談ください。ご相談の時には、生活保護制度の説明とあわせて、暮らしや資産、ご親族との交流状況などをお聞きします。これは生活の改善のために活用できることがないか、可能な範囲でお聞きするもので、プライベートな内容については、固く守られます。ご相談はお電話でもできます。



2. 申請

生活保護



生活保護を受けようとする場合、申請書類を福祉事務所にご提出ください。この時、ご本人に申請の意思があることが必要です。申請書類のほか、調査や資産などを確認するための書類をご提出いただくことがあります。

なお、ご本人が明らかに差し迫った状況にある時は、ご本人の申請を待つことなく、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

3. 調査



福祉事務所は、生活保護の申請を受理した後、次の内容を調査します。調査の結果、申請者（世帯）の収入が最低生活費を下回る場合は保護を決定します。上回る場合は生活保護制度の利用はできません。

この結果は、原則として申請日から14日以内（特別な事情がある場合は30日以内）に通知されます。

◆資産調査◆

銀行や生命保険会社などに対して、申請された方の資産を照会します。預貯金や生命保険、不動産、自動車、その他高価な物品を保有されている場合、これらを可能な限り活用して最低生活費に充てていただきます。



ふようちょうさ
◆扶養調査◆

ご親族の状況を調査し、援助できる方がいる場合は援助を受けていただきます。民法上、扶養義務がある人（両親、子ども、兄弟姉妹など）に対しては、保護を申請された方の援助ができるかどうか照会させていただきます。扶養義務者の援助はできる範囲で行っていただき、また、援助者がいることでただちに生活保護が受けられなくなるものではありません。



なお、家庭内暴力（DV）など申請者本人とご親族との関係に特別な事情がある場合は、照会を控えることがあります。

かどうのうりよく かつよう
◆稼働能力の活用◆



働くことができる方は、自身の能力にあわせて働いていただく必要があります。



ただし、病気などの理由ですぐに働くことができない場合は、治療に専念するなど、課題の解決を優先的に行っていただきます。

たほうしやく かつよう
◆他法施策の活用◆

生活の状況を改善するために利用できる制度は生活保護のみではありません。年金制度、医療費助成、社会保障制度などといった制度が活用できるかどうか調査し、活用できる場合には生活保護に優先して活用いただくこととなります。



保護の開始

生活保護が開始されると、生活保護費の支給と同時にケースワーカーによる自立に向けた支援が始まります。

◆ケースワーカーとは◆

ケースワーカー（地区担当員）とは、生活保護を受給されている方を担当する福祉事務所の職員で、生活の相談や状況の改善に向けた支援のために定期的な訪問を行います。

生活の問題などを解決するためのアドバイスなども行いますので、訪問時には遠慮なくご相談してください。



◆扶助の種類◆

生活の状況に応じて、次の扶助が受けられます。詳しい内容は担当ケースワーカーにご確認ください。

○生活扶助

衣類、食事、光熱費など日常生活に必要な費用の扶助



○介護扶助

介護保険法上の介護認定を受けている人の介護サービスに対する扶助



○住宅扶助



家賃、地代、住宅の修繕など住居に関わる費用の扶助

○出産扶助



出産にかかる費用の扶助

○教育扶助

義務教育を受ける子どもの学用品の費用、給食費などの扶助



○生業扶助

高等学校でかかる費用や就職するための技能などの習得にかかる費用の扶助



○医療扶助



診療費、治療材料（眼鏡や補装具など）、施術（あん摩やマッサージなど）、通院交通費などの扶助

○葬祭扶助

生活保護受給世帯員が亡くなった時の葬祭費などの扶助



生活保護費の支給

現物支給する以外の扶助については、生活保護費として次のように支給されます。

支給は原則として指定の口座への振込みで行われますが、口座が開設されていないなどやむを得ない事情がある場合は、現金で支給されることもあります。

- 定例支給：原則として毎月末日（土日祝日の場合はその直前の平日）
- 追加支給：住宅の契約更新料、通院交通費などの一時的な費用は臨時的に随時支給（定例支給にあわせて支給する場合もあり）

収入の申告

保護が開始されると、適正な保護費の支給のために収入の申告を毎月行っていただくこととなります。内容を問わず、収入があった場合は漏れなく申告を行ってください。

申告が遅れたり、事実と異なる申告をしたことにより、**必要**以上に生活保護費を受給された場合は、その分を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、悪質な場合は保護を停止することもあります。



収入のほか、住所や世帯員の変更、就職や離職、入院など生活状況に変化があった場合も保護費が変更となることがありますので、必ず報告をしてください。



なお、収入の内容によっては、収入認定を行わず、控除される場合もあります。詳しくは申告の際にご相談ください。

生活保護の権利と義務

◆権利◆

- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されません。
- 保護の変更などに不服がある時は、静岡県知事に対して審査請求することができます。
(通知を知った日の翌日から3か月以内)

◆義務◆

- 世帯の収入や状況の変化を福祉事務所に申告してください。
- 病気やけがで病院にかかる場合は、事前に福祉事務所へ連絡をしてください。
- 能力に応じて働き、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。
- 保護費を規定の額より多く受けた場合は、その分を返還してください。
- 生活の維持向上や自立のために実施する福祉事務所の指導、指示にしたがってください。

(メモ)



生活保護についてのお問合せ・ご相談

御殿場市福祉事務所 社会福祉課 保護スタッフ

(御殿場市役所 東館1階)

電話：0550-82-4239